

吹田市公告 第 648 号

吹田市市民部市民課窓口業務の最適化に係る検討支援業務に係る制限付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 5 年 12 月 13 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名称
吹田市市民部市民課窓口業務の最適化に係る検討支援業務
- 2 業務場所
吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号
- 3 履行期間
令和 6 年 1 月 10 日～令和 8 年 3 月 31 日
- 4 業務概要
別添仕様書のとおり
- 5 最低制限価格
設定しない
- 6 入札保証金
吹田市財務規則第 98 条に基づき免除する。
- 7 契約保証金
吹田市財務規則第 113 条に基づき 100 分の 10 以上とする。

8 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生または再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (5) 本市の競争入札参加有資格者名簿掲載業者であること。参加希望業種等については、「199その他委託業務等」で、自治体における業務構築支援等、本業務を履行可能とみなされる者であること。

9 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加希望する者は、(2)に定めるところに従い、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

吹田市市民部市民課窓口業務の最適化に係る検討支援業務に係る
制限付一般競争入札参加資格確認申請書

- (2) 申請書類の提出

ア 提出期限

令和5年12月13日（水）から令和5年12月22日（金）までの
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 提出場所

吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所中層棟1階 市民部市民課

ウ 申請書類の取得方法

令和5年12月13日（水）から令和5年12月22日（金）までの間に、吹田市のホームページ（トップページ＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和5年度(2023年度)一般競争入札(業務委託)一覧＞吹田市市民部市民課委託対応等支援業務制限付一般競争入札の実施）からダウンロードすること。

エ その他

- (ア) 申請書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書類は、返却しない。

- (ウ) 申請書類は直接持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。
- (3) 入札参加資格の結果は、令和5年12月26日(火)に、申請者に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。
- (4) 提出期間内に申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認めた者は、入札に参加することができない。

10 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和5年12月13日(水)から令和5年12月21日(木)の午後5時30分までとし、電子メールにより受け付ける。※電話により到達確認を行うこと。

(2) 回答方法等

質疑に対する回答は書面により行うものとし、入札参加業者全員にその内容を電子メールにて通知するものとする。

(3) 問い合わせ先

「20 問い合わせ先」のとおり

(4) 回答

質問に対する回答は、令和5年12月25日(月)午後5時までに電子メールにより行い、併せて入札参加者全員にその内容を通知するものとする。

11 入札の日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和6年1月5日(金) 午後2時から

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所中層棟4階 第4委員会室

12 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報等による入札は認めない。

(2) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意交渉を行うものとする。

13 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市市民部市民課委託対応等支援業務制限付一般競争入札心得書（以下「入札心得書」という。）において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認されたものであっても、当該確認の後、入札参加時点において前記9に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

15 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

16 落札者の取り消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売り払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

17 契約の保証

落札者は、次の（1）から（4）までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

18 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

19 その他

- (1) 入札参加者は、本公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札及び契約において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。
- (4) 本公告は、入札説明書を兼ねるものとする。

20 問い合わせ先

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市市民部市民課（吹田市役所中層棟1階）

電話 (06) 6384-1233

FAX (06) 6368-7346

メール shimin_k@city.suita.osaka.jp